

2. 対象工事【実施要領2】

2. 対象工事【実施要領2】

2. 対象工事

2. 対象工事

総価契約単価合意方式の対象工事は、次のとおりとする。

総価契約単価合意方式の対象工事は、次のとおりとする。

- ① 地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）にあつては、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3に掲げる工事種別のうち、第1号から第4号まで、第7号、第9号から第17号まで及び第19号から第22号に掲げる工事
- ② 北海道開発局にあつては、河川事業、多目的ダム事業、海岸事業、砂防事業、道路事業及び公園事業に係る工事（北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）の別表（第6条関係）の区分の欄に掲げる建築、管、機械装置（昇降機設備に限る。）及び電気（建築電気設備に限る。）を除く。）

- ① 地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）にあつては、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3に掲げる工事種別のうち、第1号から第4号まで、第7号、第9号から第17号まで及び第19号から第21号に掲げる工事
- ② 北海道開発局にあつては、河川事業、多目的ダム事業、海岸事業、砂防事業、道路事業及び公園事業に係る工事（北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）の別表（第6条関係）の区分の欄に掲げる建築、管、機械装置（昇降機設備に限る。）及び電気（建築電気設備に限る。）を除く。）

工事請負業者選定事務処理要領第3に掲げる工事種別のうち下記●を対象とする。

工事請負業者選定事務処理要領第3に掲げる工事種別のうち下記●を対象とする。

● 一	一般土木工事 <small>（土木に関する工事のうち次号から第4号まで、第7号から第17号まで、第19号及び第22号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）</small>
● 二	アスファルト舗装工事
● 三	鋼橋上部工事
● 四	造園工事
五	建築工事 <small>（建築に関する工事のうち次号から第8号まで、第10号、第12号、第18号及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）</small>
六	木造建築工事
● 七	電気設備工事
八	暖冷房衛生設備工事（空気調和設備工事を含む。以下同じ。）
● 九	セメント・コンクリート舗装工事
● 十	プレストレスト・コンクリート工事
● 十一	法面処理工事
● 十二	塗装工事
● 十三	維持修繕工事 <small>（河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。）</small>
● 十四	河川しゅんせつ工事
● 十五	グラウト工事
● 十六	杭打工事
● 十七	さく井工事
十八	プレハブ建築工事
● 十九	機械設備工 <small>（機械設備に関する工事のうち第7号、第8号、第20号及び第21号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）</small>
● 二十	通信設備工事
● 二十一	受変電設備工事
● 二十二	橋梁補修工事

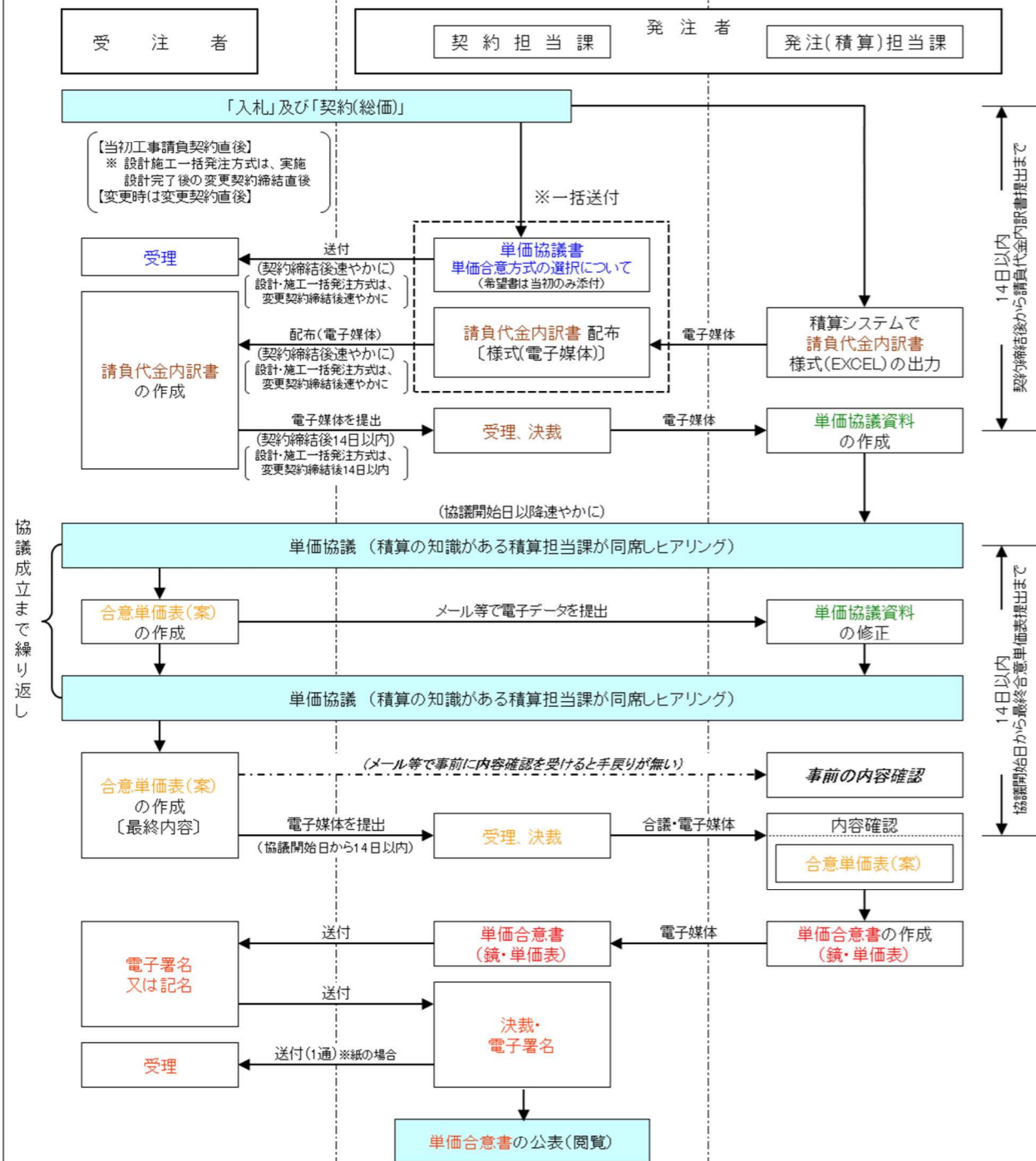
● 一	一般土木工事 <small>（土木に関する工事のうち次号から第4号まで、第7号から第17号まで及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）</small>
● 二	アスファルト舗装工事
● 三	鋼橋上部工事
● 四	造園工事
五	建築工事 <small>（建築に関する工事のうち次号から第8号まで、第10号、第12号、第18号及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）</small>
六	木造建築工事
● 七	電気設備工事
八	暖冷房衛生設備工事（空気調和設備工事を含む。以下同じ。）
● 九	セメント・コンクリート舗装工事
● 十	プレストレスト・コンクリート工事
● 十一	法面処理工事
● 十二	塗装工事
● 十三	維持修繕工事 <small>（河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。）</small>
● 十四	河川しゅんせつ工事
● 十五	グラウト工事
● 十六	杭打工事
● 十七	さく井工事
十八	プレハブ建築工事
● 十九	機械設備工 <small>（機械設備に関する工事のうち第7号、第8号、第20号及び第21号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）</small>
二十	通信設備工事
二十一	受変電設備工事

※ 七. 電気設備工事、一九. 機械設備工のうち、建築関係のものは対象外とする。

※ 七. 電気設備工事、一九. 機械設備工のうち、建築関係のものは対象外とする。

単価個別合意方式のフロー図

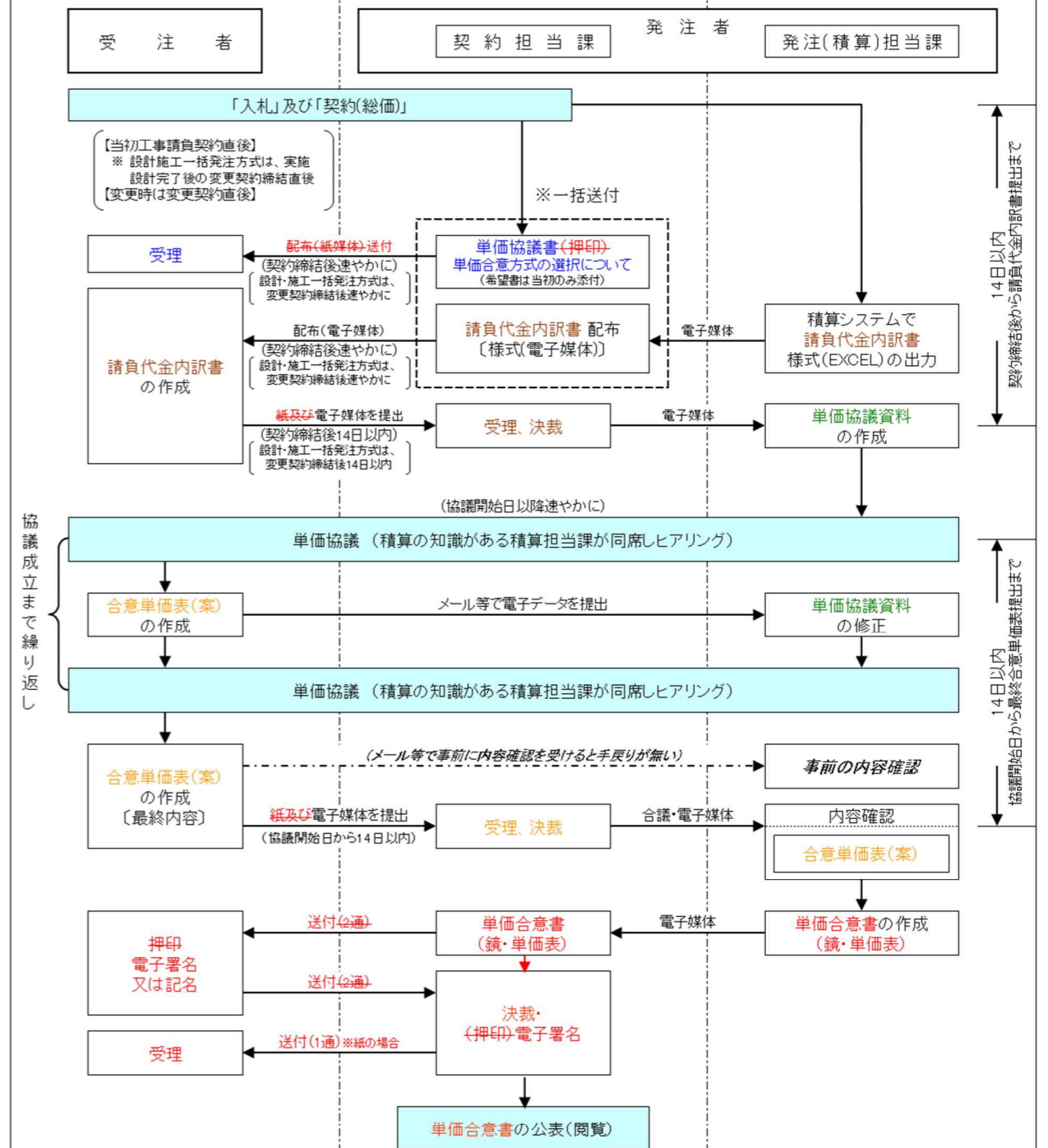
(別紙1-1)



- ※1 単価協議書別紙2-2の「単価合意方式の選択について(包括的単価個別合意方式希望書)」は当初契約の段階で選択させるため、当初契約の単価協議書にのみ添付する。(契約変更時の単価協議書に、別紙2-2は添付しない。)
- ※2 「請負代金内訳書」と「合意単価表(案)」は同一様式であるが、単価協議以降「合意単価表(案)」と呼ぶ。
- ※3 「単価合意書」の締結は、合意単価表(最終内容)受理後速やかに行う。
- ※4 協議開始の日から14日以内に最終的な合意単価表(案)が受注者から提出されなかった場合は、包括的単価個別合意方式の「単価合意書」を締結する。
- ※5 「請負代金内訳書の提出について」(平成7年9月28日付建設省厚契発第42号、建設省技調発第193号、建設省官計発第115号。)記1の対象工事に該当しない場合においても、受注者は請負代金内訳書を提出する。

単価個別合意方式のフロー図

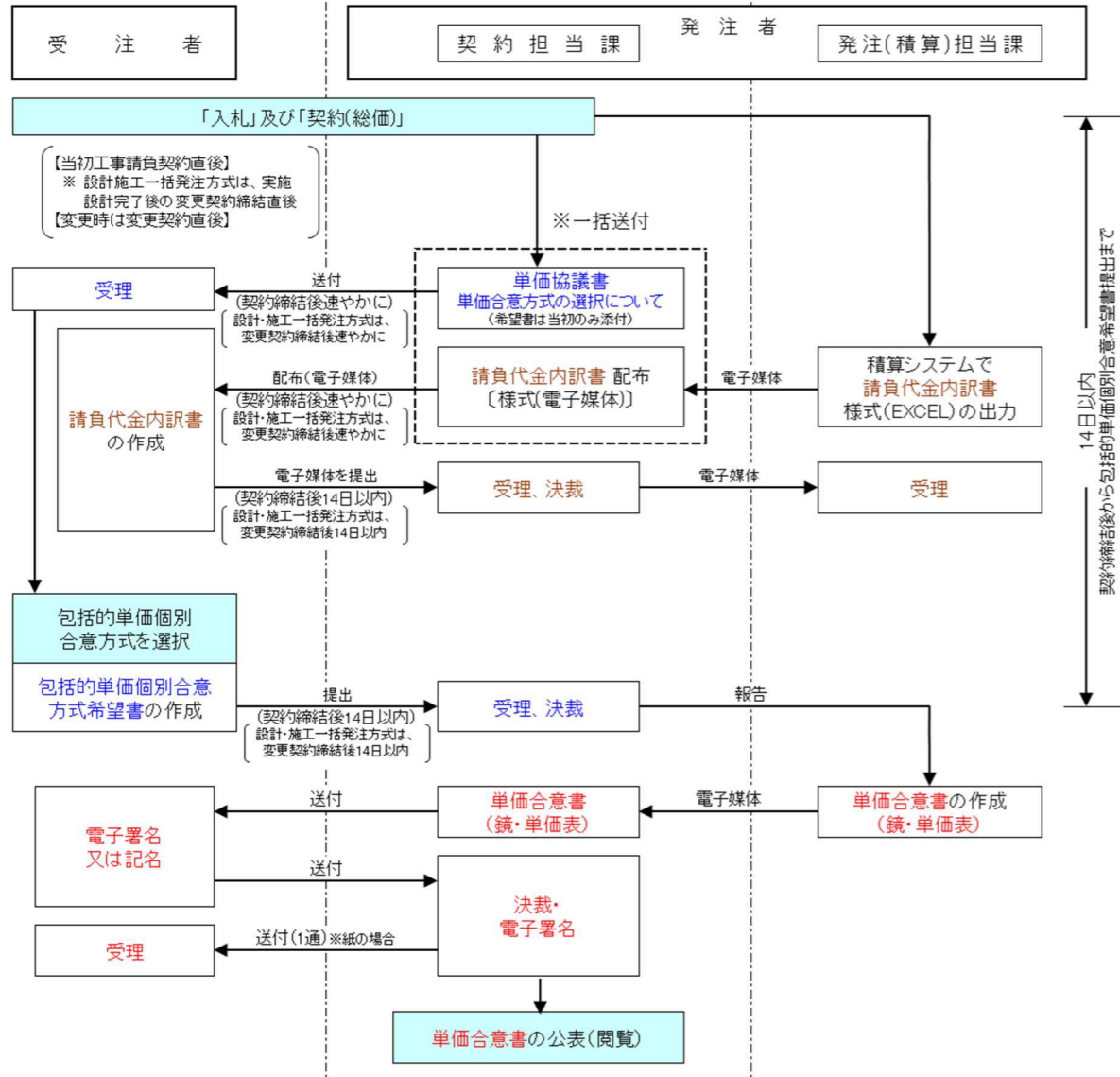
(別紙1-1)



- ※1 単価協議書別紙2-2の「単価合意方式の選択について(包括的単価個別合意方式希望書)」は当初契約の段階で選択させるため、当初契約の単価協議書にのみ添付する。(契約変更時の単価協議書に、別紙2-2は添付しない。)
- ※2 「請負代金内訳書」と「合意単価表(案)」は同一様式であるが、単価協議以降「合意単価表(案)」と呼ぶ。
- ※3 「単価合意書」の締結は、合意単価表(最終内容)受理後速やかに行う。
- ※4 協議開始の日から14日以内に最終的な合意単価表(案)が受注者から提出されなかった場合は、包括的単価個別合意方式の「単価合意書」を締結する。
- ※5 「請負代金内訳書の提出について」(平成7年9月28日付建設省厚契発第42号、建設省技調発第193号、建設省官計発第115号。)記1の対象工事に該当しない場合においても、受注者は請負代金内訳書を提出する。

包括的単価個別合意方式のフロー図

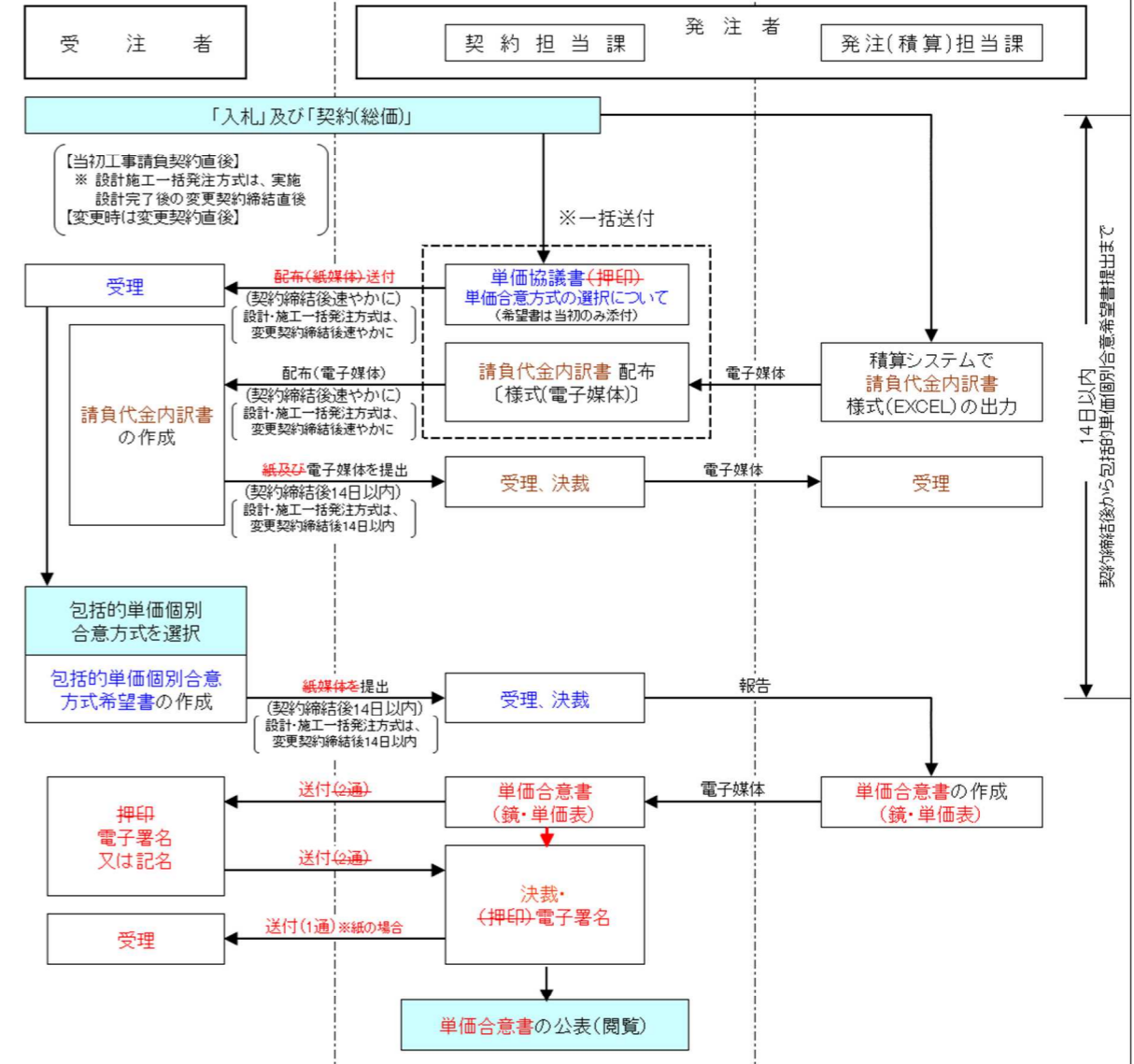
(別紙1-2)



- ※1 単価協議書別紙2-2の「単価合意方式の選択について(包括的単価個別合意方式希望書)」は当初契約の段階で選択させるため、当初契約の単価協議書にのみ添付する。(契約変更時の単価協議書に、別紙2-2は添付しない。)
- ※2 「単価合意書」の締結は、包括的単価個別合意希望書受理後速やかに行う。
- ※3 「請負代金内訳書の提出について」(平成7年9月28日付建設省厚契発第42号、建設省技調発第193号、建設省営計発第115号。)記1の対象工事に該当しない場合は、請負代金内訳書の提出を求めない。但し、手続き上は単価個別合意方式が選択される場合も想定し、請負代金内訳書の様式は送付する。
- ※4 請負代金内訳書の提出が必要のない工事についても、請負代金内訳書を提出した後に工事費構成書の提示を求められることができる。

包括的単価個別合意方式のフロー図

(別紙1-2)



- ※1 単価協議書別紙2-2の「単価合意方式の選択について(包括的単価個別合意方式希望書)」は当初契約の段階で選択させるため、当初契約の単価協議書にのみ添付する。(契約変更時の単価協議書に、別紙2-2は添付しない。)
- ※2 「単価合意書」の締結は、包括的単価個別合意希望書受理後速やかに行う。
- ※3 「請負代金内訳書の提出について」(平成7年9月28日付建設省厚契発第42号、建設省技調発第193号、建設省営計発第115号。)記1の対象工事に該当しない場合は、請負代金内訳書の提出を求めない。但し、手続き上は単価個別合意方式が選択される場合も想定し、請負代金内訳書の様式は送付する。
- ※4 請負代金内訳書の提出が必要のない工事についても、請負代金内訳書を提出した後に工事費構成書の提示を求められることができる。

改定

(別紙2)

年月日：令和 年 月 日

(受注者名)

〇〇〇〇 殿

(分任)支出負担行為担当官 (官職氏名)

〇〇〇〇

### 単価協議書 (契約書第3条第3項)

令和 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、契約書第3条第4項により単価合意書を締結したく協議する。

なお、合意のうえは発注者より単価合意書を送付する。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇〇工事
2. 工期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
3. 請負代金額 ￥ 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
4. 協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(協議開始日は、契約締結後15日以降を標準とする)

現行

(別紙2)

年月日：令和 年 月 日

(受注者名)

〇〇〇〇 殿

(分任)支出負担行為担当官 (官職氏名)

〇〇〇〇 印

### 単価協議書 (契約書第3条第3項)

令和 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、契約書第3条第4項により単価合意書を締結したく協議する。

なお、合意のうえは発注者より送付する単価合意書2部に記名押印のうえ提出されたい。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇〇工事
2. 工期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
3. 請負代金額 ￥ 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
4. 協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(協議開始日は、契約締結後15日以降を標準とする)

(別紙2-2)

(別紙2-2)

【単価合意方式の選択について】

【単価合意方式の選択について】

本工事は、単価個別合意方式（総価契約単価合意方式実施要領および同解説を参照）の工事である。〔については、契約担当課より送付される「請負代金内訳書」を作成のうえ、契約担当課へ提出すること。〕

包括的単価個別合意方式を希望する場合は、令和 年 月 日（契約締結後14日以内の日付を記入すること）までに、包括的単価個別合意方式希望書（本様式）を提出すること。〔なお、希望した際は「請負代金内訳書」の提出は不要とするが、受注者の判断で提出することを妨げるものではなく、契約書第3条に基づく請負代金内訳書を提出した場合には、工事費構成書の提示を求めることができる〕。

注：〔 〕内は請負代金内訳書の提出を求めない場合（請負代金額1億円未満又は工期6箇月未満等の工事）に記載。

本工事は、単価個別合意方式（総価契約単価合意方式実施要領および同解説を参照）の工事である。〔については、契約担当課より送付される「請負代金内訳書」を作成のうえ、契約担当課へ提出すること。〕

包括的単価個別合意方式を希望する場合は、令和 年 月 日（契約締結後14日以内の日付を記入すること）までに、包括的単価個別合意方式希望書（本様式）を提出すること。〔なお、希望した際は「請負代金内訳書」の提出は不要とするが、受注者の判断で提出することを妨げるものではなく、契約書第3条に基づく請負代金内訳書を提出した場合には、工事費構成書の提示を求めることができる〕。

注：〔 〕内は請負代金内訳書の提出を求めない場合（請負代金額1億円未満又は工期6箇月未満等の工事）に記載。

分任支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官

包括的単価個別合意方式希望書

包括的単価個別合意方式希望書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に入札公告のあった〇〇工事における単価合意方式については、包括的単価個別合意方式を希望します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日に入札公告のあった〇〇工事における単価合意方式については、包括的単価個別合意方式を希望します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者 住所 ○○○○○○○○○  
氏名 ○○○○○○○○○

受注者 住所 ○○○○○○○○○  
氏名 ○○○○○○○○○ 印